

(新規) 民生委員児童委員協議会サポーター事業	健康福祉部福祉総務課 電話: 457-2326
-------------------------	----------------------------

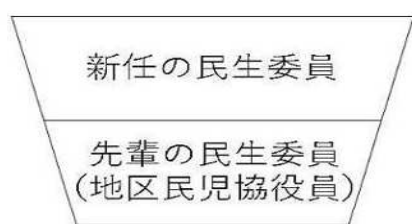
(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	1,299	649	0	0	650

目的	市内 53 地区の民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」）に、地区民児協の運営及び民生委員活動に関する経験豊富なサポート役を配置し、地区民児協の円滑な運営と民生委員・児童委員の負担軽減を図る。
背景	民生委員・児童委員活動は、地域での日常的な見守りから、支援を必要としている人の専門機関へのつなぎなど、地域福祉の推進に欠かせない存在であり、その担い手不足は重大な課題である。
事業内容	「民生委員児童委員協議会サポーター」を配置する。 - サポーターの配置 - 配置人数 53 人 - 退任した前任の地区会長等の役員等、経験豊富な人材を市長が委嘱 - 活動内容 - 地区民児協の会議等に対する開催支援 - 民生委員・児童委員活動や各種制度に関する質疑応答 - 困難事例の対応方法についての助言 - その他、地区民児協の運営に関する支援 - 任期 1 年以内（最長 3 年を限度として再任可） - 事業費 1,299 千円 - 負担金 1,272 千円（サポーターに対する活動実費 2,000 円/月×53 人） - 役務費 27 千円（ボランティア保険 500 円/年×53 人）

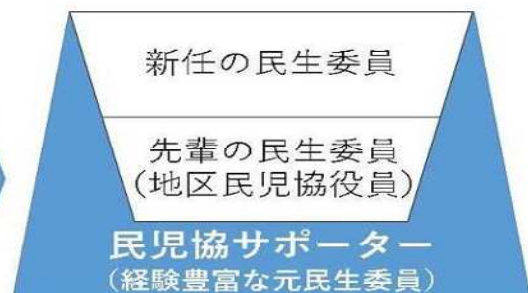
<事業イメージ>

従来の地区民児協の体制



新任の割合も増加し、先輩の民生委員も地区民児協運営等の新しい役割を担う

サポーター配置後の体制



経験豊富なサポーターが役員も含め支援し、地区民児協の円滑な運営・サポート力を強化

(新規) 地域福祉人材奨学金返済支援事業	健康福祉部福祉総務課 電話: 457-2326
----------------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	6,605	0	0	6,000	605

※財源（その他）友愛の福祉基金繰入金

目的	福祉分野で働く職員の奨学金返済負担を軽減することにより、福祉分野における就職・定着を促進し、福祉人材の確保を図る。	
背景	・高齢化の進展に伴い、要介護（支援）認定者数や介護給付費が年々増加する一方、労働力人口は減少しており、福祉分野に限らず、あらゆる分野で人材不足が深刻化している。 ・浜松市福祉人材バンクによると本市の福祉分野の令和 6 年度の有効求人倍率は 3.80 倍であり、静岡県との 2.96 倍より高く、担い手不足が続いている。	
事業内容	介護サービス事業所に対する、奨学金返済支援奨励金制度を見直し、障害福祉サービス等事業所など他の福祉分野の事業所を対象に追加する。 1 対象事業所及び対象職種 市内の介護サービス事業所、障害福祉サービス等事業所などに勤務する奨学金返済中の介護職員、相談支援員、看護職員など 2 助成金額 現行では大部分の助成対象者が年間 24 万円未満の助成金額であるため、実態に合わせて上限額を見直す。 3 現行制度との比較	

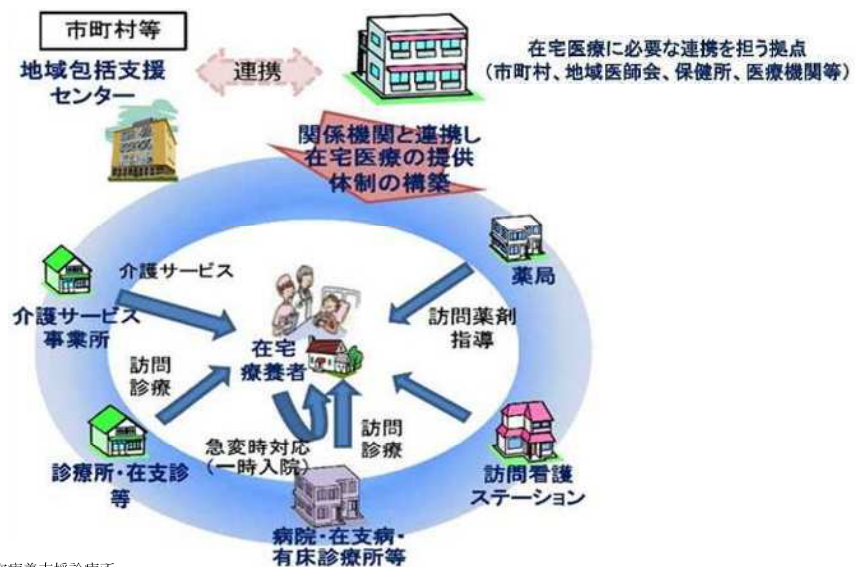
(新規) 在宅医療・介護連携拠点運営事業	健康福祉部福祉総務課 電話:457-2326
----------------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	1,242	1,242	0	0	0

目的	高齢者が住み慣れた地域で最後まで自分らしい生活を送ることが出来るよう、在宅医療と介護の推進を図るとともに、医療と介護の総合的かつ包括的な連携推進を図る。
背景	・高齢化が進展する中、医療の現場では、救急搬送される高齢者の受入れや退院時における介護者不在事例等、在宅医療の推進及び在宅医療・介護連携の重要性が更に高まっている。 ・令和7年4月、医療法に基づく「かかりつけ医機能報告制度」が施行され、令和8年度から日常生活圏域単位で在宅医療や介護連携等の協議が求められている。
事業内容	在宅医療に必要な連携を担う拠点を運営する。 1 在宅医療連携に関する協議のための調整会議 ※参加者：在宅医療に関わる医師、訪問看護ステーション、高齢者福祉施設関係者 等 (1) 在宅における医療提供状況の把握 時間外診療、入退院支援、在宅診療等の状況 等 (2) 在宅医療のあり方の検討 医療、介護、福祉の連携手法の検討、高齢者施設の救急時の対応 等 (3) 多職種連携のための連絡会の開催 2 県との連携 在宅医療提供体制整備事業説明会、在宅医療関連研修会への参加 等

<展開イメージ>



在宅診療：在宅療養支援診療所

在宅病：在宅療養支援病院

【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」
(令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））

(新規) 子どものこころの医学講座事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話: 457-2034
---------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	33,000	5,287	0	0	27,713

目的	地域におけるこどものこころの健康に関する診療体制を整えることにより、こどもの多様な特性を生かし、地域で安心して暮らせる社会の実現を図る。
背景	- 市内における発達障害での障害者手帳所持者は平成 25 年度と令和 5 年度との比較で、5 倍以上 (H25: 1,171 人→R5: 6,188 人) となっており、発達に課題のある児童の増加に伴い、児童精神科の医療ニーズが増加している。 - ニーズの増加により、初診待機期間が長期化しているため、診療体制を拡充する必要がある。
事業内容	浜松医科大学に、子どものこころの医学講座を開設し、児童精神科医師の育成を通じ、子どものこころの診療所を始め、市内における診療体制の強化を図る。 1 事業内容 - こどものこころの診療に従事する医師の育成 - 子どものこころの診療所における児童精神科医療の実践 - 医療、福祉、教育の連携による児童の継続支援 2 事業期間 5 か年 (令和 8 年～令和 12 年)

<子どものこころ寄附講座 概要>

研究・活動分野		期待される効果
直接的効果	児童精神医療に関する研究	- 児童精神医療に関わる医師の育成により、児童・生徒の行動特性に合った効果的介入法の的確な提案 - 医師、教員及び福祉職等の多職種による共同支援の実現
	児童精神科の啓発活動	学生、保護者、教員等向けに市民公開講座や出張講座等を開催し、児童精神科医療に関する理解への啓発
副次的効果		寄附講座の設置により、児童精神科医が増員され、子どものこころの診療所における初診待機の状態の緩和

社会福祉施設整備費助成事業（改築・大規模修繕）	健康福祉部障害保健福祉課 電話：457-2034
-------------------------	-----------------------------

（単位：千円）

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	1,051,101	449,808	530,900	0	70,393

※関連課 健康福祉部福祉総務課（電話：457-2326）、健康福祉部高齢者福祉課（電話：457-2886）

※障害者施設整備費助成事業（補助金）の一部、老人福祉施設等整備費助成事業（補助金）の一部、保護施設整備費助成事業（補助金）の合計

目的	社会福祉法人等が行う社会福祉施設等の整備に対する助成により、社会福祉の増進を図る。					
背景	既存施設の老朽化により、障害福祉サービス等事業所における強度行動障害を有する者への対応、困難事例への対応に伴う適切な支援環境の提供等の課題及び保護施設における空調設備等の不具合等の課題が出ている。					
事業内容	社会福祉施設等の整備（改築及び大規模修繕）に対する助成					
	1 改築 756,833 千円					
	施設区分	法人名	施設名	サービス	定員	補助額
	障害福祉サービス等事業所	(福)みどりの樹	さつき	生活介護	20 人	64,500 千円
			まつぼっくり	生活介護	20 人	64,500 千円
	老人福祉施設	(福)十字の園	浜松十字の園	特別養護老人ホーム	40 人	82,120 千円
	救護施設	(福)天竜厚生会	清風寮	救護施設	90 人	545,713 千円
	2 （新規）大規模修繕 294,268 千円					
	施設区分	法人名	施設名	サービス	定員	補助額
	老人福祉施設	(福)聖隷福祉事業団	いなさ愛光園	特別養護老人ホーム	70 人	86,100 千円
		(福)三幸会	三幸の園	特別養護老人ホーム	110 人	119,563 千円
		(福)松風	みずうみ	特別養護老人ホーム	80 人	88,605 千円

<いなさ愛光園 現状写真>



屋根防水更新予定部分



天井張替工事予定部分

社会福祉施設整備費助成事業（防災・減災対策等）	健康福祉部障害保健福祉課 電話：457-2034
-------------------------	-----------------------------

（単位：千円）

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	398,636	316,221	73,400	0	9,015

※関連課 健康福祉部高齢者福祉課（電話：457-2886）、健康福祉部介護保険課（電話：457-2875）

※障害者施設整備費助成事業（補助金）の一部、障害児施設整備費助成事業（補助金）、老人福祉施設等整備費助成事業（補助金）の一部、介護サービス提供基盤整備費助成事業（補助金）の合計

目的	社会福祉法人等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化を図る。				
背景	「第１次国土強靱化実施中期計画」を踏まえ、国は高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、当該事業を補助対象としている。				
事業内容	区分		実施事業所	事業費	負担割合
	1	非常用自家発電整備	12 事業所	143,973 千円	
		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援	4 事業所	38,494 千円	国 10/10
		高齢者施設等の非常用自家発電設備整備	4 事業所	88,310 千円	国 2/3 市 1/3
		障害者支援施設等の非常用自家発電設備整備	4 事業所	17,169 千円	国 2/3 市 1/3
	2	大規模修繕	5 事業所	77,542 千円	
		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援	3 事業所	38,530 千円	国 10/10
		国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等	2 事業所	39,012 千円	国 1/2 市 1/2
	3	給水設備整備	2 事業所	54,957 千円	
		高齢者施設等の給水設備整備	2 事業所	54,957 千円	国 2/3 市 1/3
	4	水害対策強化	1 事業所	28,288 千円	
		高齢者施設等の水害対策強化	1 事業所	28,288 千円	国 2/3 市 1/3
5	その他	4 事業所	93,876 千円		
	介護施設等の施設設備開設準備経費等支援	3 事業所	52,376 千円	県 10/10	
	地域密着型サービス等整備等助成	1 事業所	41,500 千円		

社会福祉施設等における物価高騰対策助成事業	健康福祉部福祉総務課 電話:457-2326
-----------------------	---------------------------

(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	365,663	289,000	0	0	76,663

※関連課 健康福祉部障害保健福祉課（電話:457-2034）、
健康福祉部高齢者福祉課（電話:457-2886）、健康福祉部介護保険課（電話:457-2862）

※障害福祉施設等物価高騰対策費助成事業（補助金）、老人福祉施設等物価高騰対策費助成事業（補助金）、救護施設物価高騰対策費助成事業（補助金）、介護施設等物価高騰対策費助成事業（補助金）の合計

※国の補正予算対応

目的

背景

事業内容

食料品価格等の物価高騰の影響を受けている社会福祉サービス事業者における食材料費の負担を軽減する。

食料品価格等の物価高騰が長期化する中で、社会福祉サービス事業者の安定的な運営への影響が懸念される。

社会福祉サービスの提供に必要不可欠である食材料費について、価格上昇相当の一部を支援する。

支援内容 食材料費支援 365,663 千円

1 入所者数に応じた補助（補助基準額×入所者数×補助率）

区分	施設数	支援対象	補助基準額 (1人1年あたり)	補助率	事業費
救護施設	4	食材料費	67,900 円	1/2	11,577 千円
養護老人ホーム	6		63,900 円		10,863 千円

2 利用状況に応じた補助（補助基準額×利用人数×利用日数×補助率）

区分	施設数	支援対象	補助基準額 (1人1日あたり)	補助率	事業費
障害者支援施設	16	食材料費	255 円	1/2	41,419 千円
障害児入所施設	4		221 円		11,293 千円
介護施設	222		327 円		290,511 千円

<支援イメージ>

食材料費

基準年基準額

→
×物価上昇率
(※)

物価高騰分

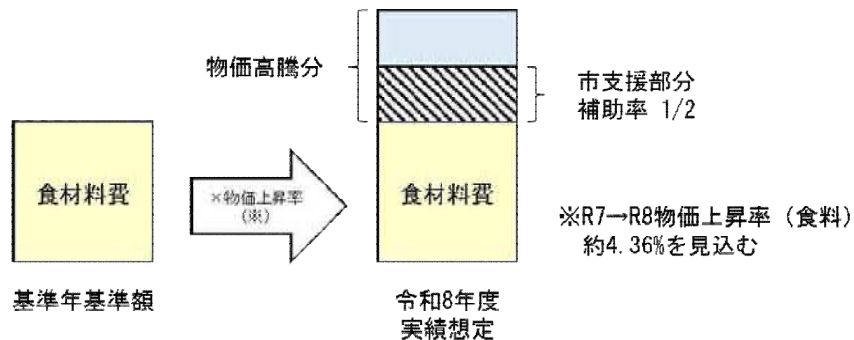
食材料費

令和8年度
実績想定

市支援部分
補助率 1/2

※R7→R8物価上昇率（食料）
約4.36%を見込む

<支援イメージ>



(新規) 医療的ケア児者情報管理・連携システム 導入事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話: 457-2864
---------------------------------	------------------------------

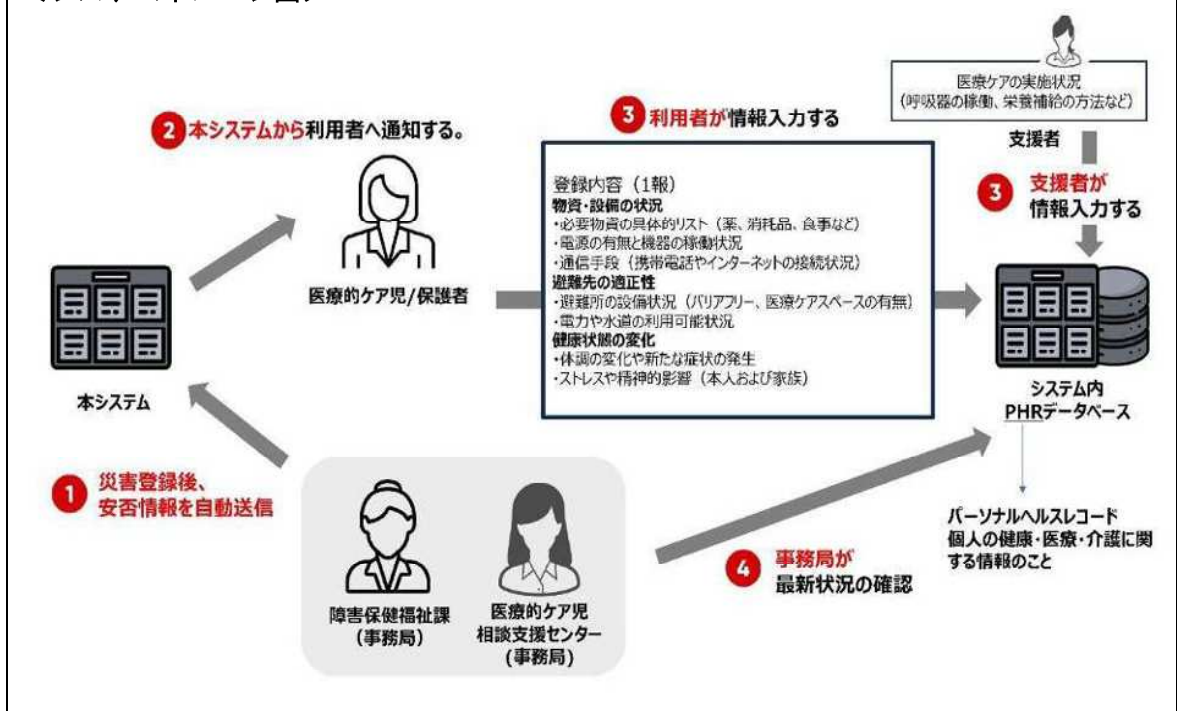
(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	3,553	0	3,100	0	453

※障害者政策デジタル運営経費の一部

目的	在宅の医療的ケア児者の平常時の情報共有と災害時の迅速な支援のため、医療的ケア児者（保護者含む）、支援者及び管理者（市、医療的ケア児等相談支援センター）を円滑につなぐ支援体制の構築を図る。
背景	・医療的ケア児者は人工呼吸器や胃ろう等の日常的な医療的支援を要するため、災害発生時に健常者よりも命の危険に直結しやすい。 ・令和 6 年度に浜松市医療的ケア児等相談支援センターを開設し、対象者を把握するも、随時の情報更新に課題があり、有事の際に適切な対応が出来ない可能性がある。
事業内容	市内在住の医療的ケア児等の情報を管理する Web システムを導入する。 1 導入効果 ・平常時：関係者及び支援者が掲示板機能を活用し、情報共有が可能 ・災害時：医療的ケア児者が現在状況を入力することにより、支援者及び関係機関が緊急対応の必要性について確認が可能 2 対象者数 65 歳未満の医療的ケア児者 516 人（令和 7 年 5 月 31 日時点）

<システムイメージ図>



(拡充) 障害者(児) 日常生活用具費助成事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話: 457-2863
-------------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	193,415	79,183	0	0	114,232

※障害者日常生活用具費助成事業、障害児日常生活用具費助成事業の合計

目的	日常生活用具費の助成により、在宅の障害者が家庭生活を営むうえでの不便を解消するとともに、自力で生活を営むことを容易にし、福祉の増進を図る。			
背景	・ 医療的ケアを必要とする障害児者の発電機、人工呼吸器用外部バッテリー等（以下、発電機等）の用具について、用具の助成開始から 15 年以上経過し、故障等により利用できない状況が確認されている。 ・ 発電機等の再助成がなされないことで、医療的ケアを必要とする障害児者について、緊急時の非常用電源等の確保に支障が出ている。			
事業内容	1 身体障害者等の日常生活能力向上を図るための用具購入に対する助成 ＜主な助成対象用具＞			
	種目	対象者	R8 対象者数	自己負担額
	ストマ装具	ストマ増設者	1,094 人	原則 1 割
	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	10 人	
	情報・通信支援用具	上肢又は視覚障害 2 級以上	12 人	
2 （拡充）発電機等の再助成を追加 （1）対象者 身体障害者、知的障害者、難病患者 （2）対象経費 重度身体障害者等の日常生活能力向上を図るための用具購入 （3）再助成対象器具 ・ 発電機（正弦波インバーター発電機） ・ ポータブル電源（蓄電池） ・ DC/AC インバーター				
＜ポータブル電源（蓄電池） 写真＞				



補助対象機器
障害者(児)等又は介護者が容易に使用できるもの

PMH 導入対応改修事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話:457-2864
--------------	-----------------------------

(単位：千円)

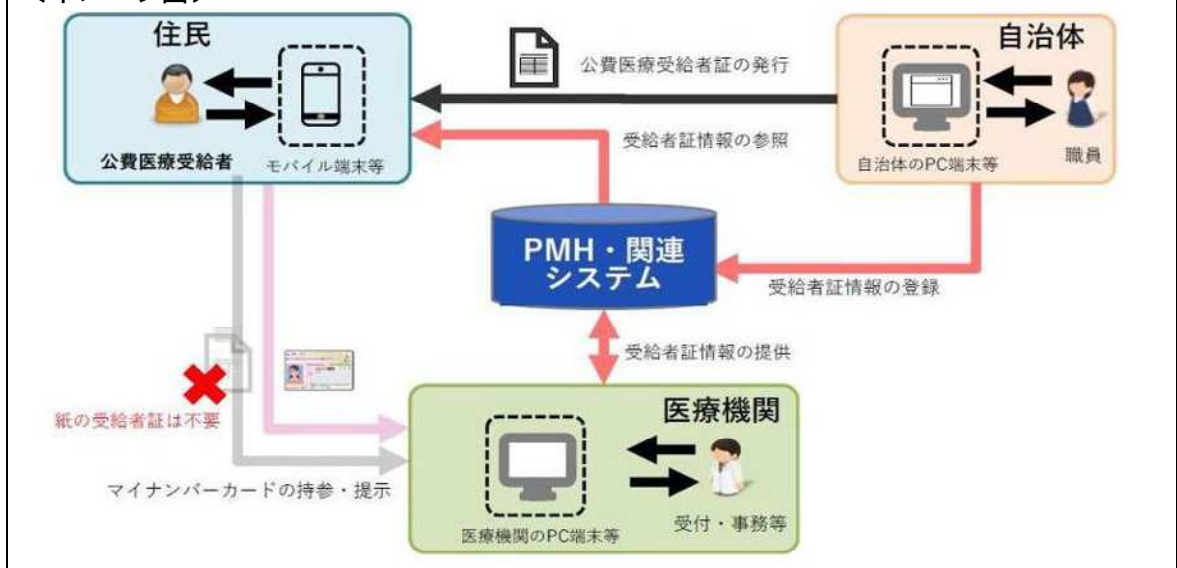
予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	16,720	6,980	0	0	9,740

※関連課 こども家庭部児童相談所（電話：457-2703）

※障害者支援デジタル運営経費の一部、児童相談所デジタル運営経費の一部の合計

目的	市が運用する障害者福祉システム及び障害児施設受給者管理システムとデジタル庁のPMH（Public Medical Hub）医療費助成システムを連携することで、医療費助成受給者の利便性の向上と医療機関及び職員の負担軽減を図る。
背景	国は、マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化を推進するため、自治体や医療機関等が医療費助成に関する情報をオンライン上で共有するためのシステムとして「PMH システム」を開発し、全国的な運用を令和 8 年度から開始する。
事業内容	- 障害者福祉システム PMH 導入対応改修事業 12,760 千円（国 1/2 以内） - 対象制度、対象者数 - 自立支援医療 精神通院 17,328 人 - 自立支援医療 更生医療 1,225 人 - 障害児施設給付費受給者管理システム改修事業 3,960 千円（国 1/2） - 対象制度、対象者数 - 障害児入所医療 20 人 - 国事業スケジュール - 令和 5 年度 情報連携基盤の整備と先行実施事業の開始 - 令和 6、7 年度 情報連携基盤の拡充と先行実施事業の参加自治体の拡大 - 令和 8 年度 全国的な運用の順次開始

<イメージ図>



(拡充) 高齢者緊急通報システム事業	健康福祉部高齢者福祉課 電話: 457-2789
--------------------	-----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	27,943	0	0	2,661	25,282

※財源(その他) その他収入

目的

ひとり暮らし高齢者等の緊急時における連絡体制を確保することで、不安を解消し、住み慣れた地域での在宅生活の継続を図る。

背景

・現在は、利用にあたり固定電話回線が必要だが、固定電話回線の無い世帯の増加が見込まれる中、固定電話回線に依存しない緊急時連絡体制の確保が必要。

・手数料は消費税増税時に改定してきたが、税抜単価ベースでは引き下げられており、物価上昇に見合った負担となるよう、手数料を見直す必要がある。

事業内容

1事業内容

(1)対象者（以下のいずれかに該当する者）（変更なし）

・65歳以上の心疾患及び脳血管障害等循環器系の疾患を持つひとり暮らし高齢者

・75歳以上のひとり暮らし高齢者

・75歳以上の支援の必要がある高齢者世帯

(2)貸与機器

①固定電話回線を利用した有線通信型（従来型）の緊急通報装置

②（拡充）無線通信対応型の緊急通報装置

上記対象者のうち、①を設置出来ない世帯が対象

(3)手数料

機器区分	世帯区分	手数料
従来型	課税世帯	1,100円/月
	非課税世帯	無料
（拡充）無線通信対応型	課税世帯	1,980円/月
	非課税世帯	無料

2従来型機器の手数料の改定

世帯区分	R8	現行	差額
課税世帯	1,100円/月	1,030円/月	+70円/月
非課税世帯	無料	無料	変更なし

※現行単価積算時点（令和2年度）からの消費者物価上昇率を基に改定

<拡充内容> 貸与する緊急通報装置に従来型(有線通信)に加えて無線通信対応型を導入



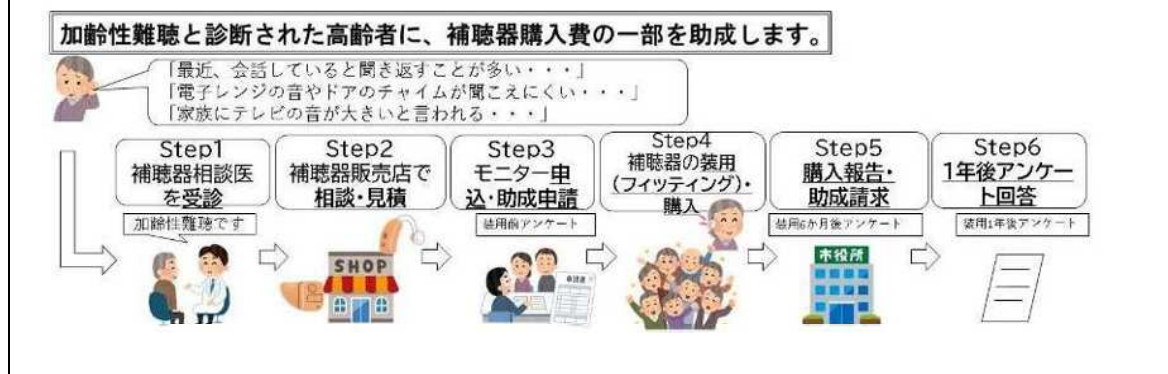
(新規) 高齢者補聴器装用検証事業	健康福祉部高齢者福祉課 電話: 457-2789
-------------------	-----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	3,102	0	0	0	3,102

目的	モニターを募集し、加齢性難聴者のコミュニケーションの支援と生活の質向上を図るとともに、2年間の検証を通じ、補聴器の購入に対する助成のあり方を検討する。								
背景	・国の研究により「加齢性難聴」が生活の質の低下や認知機能の悪化に影響を与えることが示されている。 ・加齢性難聴が認知機能低下のリスク因子であることは立証されているものの、補聴器の使用と認知機能との因果関係は確立されていない。								
事業内容	モニターを募集し、補聴器購入に対するあり方を検討する。 1 補聴器の購入費用助成、耳の聞こえに関するアンケート ・補助額等 上限3万円/人(補助率1/2) ・対象者 以下の要件をすべて満たす者(先着100人) ・65歳以上の市内在住者 ・障害者手帳(聴覚障害)交付対象者でない者 ・加齢性難聴と初めて診断され、且つ初めて補聴器を購入する者 ・耳の聞こえに関するアンケートに協力できる者 など 2 検証スケジュール <table border="1"> <tr> <td>R8.4月～</td><td>モニター募集の周知</td></tr> <tr> <td>5月～9月</td><td>モニター申込・装用前アンケート(助成申請) 交付決定後、モニターの補聴器購入・装用開始</td></tr> <tr> <td>12月～3月</td><td>装用6か月後アンケート・領収書提出(購入報告)、 助成請求</td></tr> <tr> <td>R9年度</td><td>装用1年後アンケート</td></tr> </table>	R8.4月～	モニター募集の周知	5月～9月	モニター申込・装用前アンケート(助成申請) 交付決定後、モニターの補聴器購入・装用開始	12月～3月	装用6か月後アンケート・領収書提出(購入報告)、 助成請求	R9年度	装用1年後アンケート
R8.4月～	モニター募集の周知								
5月～9月	モニター申込・装用前アンケート(助成申請) 交付決定後、モニターの補聴器購入・装用開始								
12月～3月	装用6か月後アンケート・領収書提出(購入報告)、 助成請求								
R9年度	装用1年後アンケート								

<事業イメージ>



(新規) こどもの権利保障推進事業	こども家庭部こども若者政策課 電話:457-2795
-------------------	-------------------------------

(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	13,580	6,866	0	0	6,714

目的	こどもの権利に関する条例の令和9年4月施行に向け、整備・周知し、こどもは権利の主体であるという市民意識の醸成を図る。
背景	・令和5年4月に施行されたこども基本法において、児童の権利に関する条約の4原則（差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、児童の意見の尊重、児童の最善の利益）が明文化された。 ・令和7年4月時点において、こどもの権利に関する条例の施行済自治体は、全国81自治体（うち政令市7市、県内2市）である。
事業内容	1 こどもの権利に関する条例検討委員会 大学教授、弁護士、医師等の外部委員による条例検討 2 こどもの権利フォーラム 基調講演やパネルディスカッションによるこどもの権利に対する市民意識の醸成 3 周知啓発・広報 (1) 条例施行に向けたリーフレット、ノベルティの配布 市内の学校やイベント参加者等へ配布、こども施設や公共施設等への配架 (2) 市ホームページ、X、フェイスブック、LINE 等への掲載 4 こどもの権利ワークショップ こども・若者の意見聴取のためワークショップを開催 5 条例整備のスケジュール 令和8年7月 パブリックコメント 令和8年12月 こどもの権利に関する条例議決・公布 令和9年4月 こどもの権利に関する条例施行

<令和7年度の様子>



こどもの権利フォーラム



こどもの権利ワークショップ

(拡充) 結婚支援事業	こども家庭部こども若者政策課 電話: 457-2795
-------------	--------------------------------

(単位: 千円)

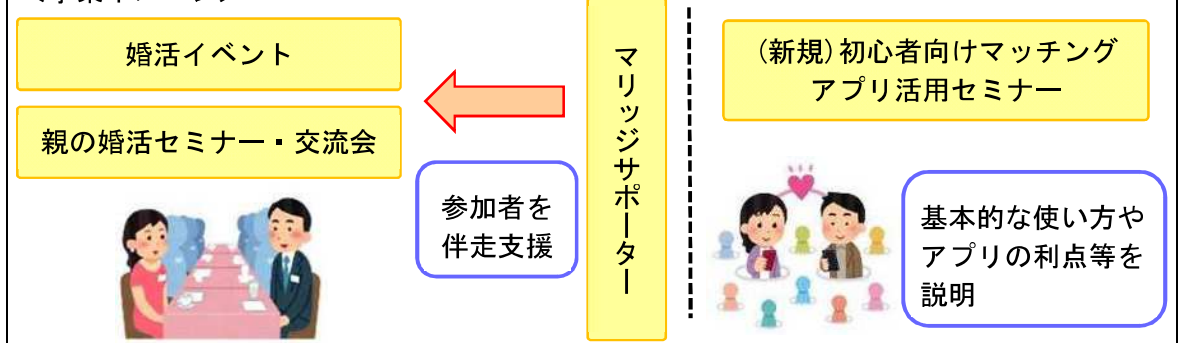
予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	10,855	5,315	0	3,000	2,540

※地域少子化対策強化事業の一部

※財源(その他)企業版ふるさと寄附金

目的	少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化の進行を防止するため、若者の出会いの機会の創出などにより、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる環境を整備する。
背景	・結婚に対する価値観の多様化等による未婚化や晩婚化、晩産化の影響により、少子化が進行している。 ・令和7年5月、こども家庭庁は「直近5年間で結婚した人の4人に1人がマッチングアプリをきっかけに結婚しており、アプリの安全な利用方法の周知啓発が重要である」と報告している。
事業内容	1 婚活イベント（募集数計330人程度） 若者の興味を引く体験型イベントやマッチングイベントを開催する。 （1）対象者 20歳以上の市内に在住または在勤する独身男女 （2）内 容 （新規）地元洋菓子店と連携したスイーツパーティー、日帰りグランピング （継続）クリスマスパーティー、ヨガ体験等 2 マリッジサポーターによるアフターフォロー 出会いの機会から結婚に至るまでの過程において、マリッジサポーターがイベント参加者のフォロー及びイベント終了後の相談に応じる。 3 親の婚活セミナー・交流会（募集数40人程度） 結婚を希望する若者の親を対象とした婚活セミナーを開催する。 4 （新規）初心者向けマッチングアプリ活用セミナー（募集数80人程度） 結婚詐欺等のリスクを避け、理想の相手と安全に出会うノウハウを伝えるオンラインセミナーを実施する。

<事業イメージ>



(新規) 長期休暇中におけるこどもの食事支援事業	こども家庭部子育て支援課 電話: 457-2792
--------------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	13,915	11,000	0	0	2,915

※こどもの貧困対策総合支援事業の一部

※国の補正予算対応

目的	物価高騰の影響を受け、栄養状態が心配される困窮世帯のこどもに対し、長期休暇中に食事等を提供する取り組みを支援することにより、地域におけるこどもの食事支援体制の向上を図る。
背景	物価高騰の影響が長期化する中、家庭での食費が削られ、長期休暇中に十分な食事が摂れないこどもの健康面での影響が懸念されている。
事業内容	1 こども食堂等活動強化支援 8,855 千円 給食提供がない夏休み等の長期休暇中における食事を提供するため、連携する運営団体の活動を支援する。 (1) 連携先 こども食堂などを運営する NPO 法人等 (2) 内容 夏休みなどの給食が無くなる長期休暇中に週 1 回以上の食事提供 (対面での食事提供、弁当や食料品の配付等のこどもの食事支援) (3) 利用者 1 か所あたり 20 人程度のこども及びその保護者を想定 2 こどもへの食料品配送支援 5,060 千円 長期休暇中の欠食を防止するため、既存のネットスーパーの配送網を活用し、困窮世帯のこどもの自宅に食料品を届ける。 (1) 配付先 スクールソーシャルワーカー等が把握するこどもがいる困窮世帯 (2) 回数等 給食提供がない長期休暇中に 5 回 (夏 2 回、冬 2 回、春 1 回) (3) 配送人数 1 回につき 200 人のこども (4) 配送品 レトルト食品やパックご飯等、こども自身が準備できる食料品

<事業イメージ>

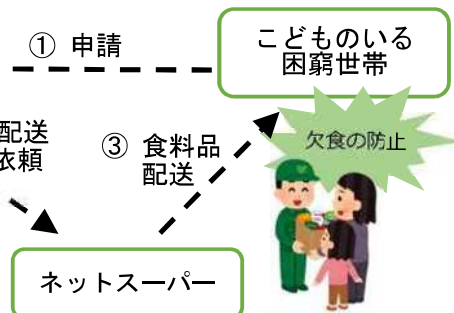
1 こども食堂等活動強化支援



活動費・
食材提供等
の支援

浜松市

2 こどもへの食料品配送支援



(拡充) こどもの居場所づくり助成事業	こども家庭部子育て支援課 電話: 457-2792
---------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	5,831	3,886	0	1,945	0

※こどもの貧困対策総合支援事業の一部

※財源(その他) こどもの未来応援基金繰入金

目的	こども食堂等こどもの居場所を提供する NPO 法人等に対する運営、立上げの助成により、困窮や貧困を抱える子育て世帯を支援する。
背景	- 令和7年度における本市のこども食堂の開設数は40か所を超え、物価高騰が続く社会情勢を受け、増加傾向である。 - 利用者のニーズの変化に伴い、こども食堂等において食事や学習機会の提供にとられない体験や交流の機会が得られる居場所づくりが求められている。
事業内容	こどもの居場所づくり助成事業費補助金について、補助上限額等を拡充する。 - 対象事業者 こどもの居場所(こども食堂、民間の学習支援等)を提供する NPO 法人等 - 補助対象経費 - 事業費支援 居場所の運営経費(食材費、光熱費等) - 新規立上げ支援 新たな居場所の立上げ経費(設備購入費等) (新規)体験交流支援 体験や交流等の支援活動経費(謝礼、消耗品費等) - 補助率 補助対象経費の1/2以内 - 補助上限額(1か所あたり) - 事業費支援 - 食事提供 月1回開催 10.6万円、月2回開催 21.2万円 - 学習支援 月1回開催 9.9万円、月2回開催 19.9万円 - 両方実施 月1回開催 13.6万円、月2回開催 27.2万円 (拡充) 食事提供、両方実施の食料物価上昇分を増額 - 新規立上げ支援 20万円 (新規)体験交流支援 1.5万円

<こどもの居場所づくり助成事業費補助金 イメージ図>



(拡充) 生活困窮世帯への習い事等支援事業	こども家庭部子育て支援課 電話: 457-2792
-----------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	77,121	0	0	40,415	36,706

※財源（その他）子どもの未来応援基金繰入金、一般寄附金

目的	経済的理由等で習い事等を受けられない子どもに対し、習い事や学習塾等にかかる費用の一部を支援することにより、社会性や自己肯定感を高める。
背景	・令和5年度に実施された子供の学習費調査（文部科学省）において、「学校外活動費」は、小学校全学年において年間15万円以上の支出があった。 ・本市における令和6年度の不登校児童生徒数は2,741人であり、フリースクール等の学校以外の多様な居場所や学びの場に対する必要性が高まっている。
事業内容	対象年代及び助成対象を拡充する。 1 対象者 市内在住の小学1～6年生のうち①か②のいずれかに当てはまる児童 ①生活保護受給世帯に属する児童 ②児童扶養手当全部支給世帯に属する児童 ※小学1～3年生を新たに対象に追加 2 助成対象 市へ登録した事業者が提供する学習塾やピアノ、スポーツ等の習い事、 （拡充）フリースクール 3 助成限度額 1人あたり10,000円/月 4 利用期間 令和8年4月～令和9年3月（予定） 5 運用方法 電子クーポンにより助成額を支給

<前年度との比較>

区分	令和7年度	令和8年度
対象者	市内在住の生活保護受給世帯または 児童扶養手当全部支給世帯に属する児童	
対象年代	小学4～6年生	【拡充】小学1～6年生
助成対象	市へ登録した事業者による学習塾 やピアノ、スポーツ等の習い事	同左 【拡充】フリースクールを追加
助成限度額	1人あたり10,000円/月×12か月	
想定利用人数	255人	【拡充】524人
運用方法	電子クーポンにより助成額を支給	

(拡充) こども医療費助成事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
-----------------	-----------------------------

(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	4,434,255	168,000	0	0	4,266,255

※ひとり親家庭等医療費助成事業、こども医療費助成事業の合計

※国の補正予算対応

目的	こどもの疾病やケガの早期発見・早期治療により、医療費の抑制及び保護者の経済的負担軽減を図る。			
背景	・ こども医療費及びひとり親家庭等医療費について、令和 6 年 4 月から乳幼児（※）通院を無償化している。 ※乳幼児：6 歳以下で小学校就学前の 3 月 31 日までの児童 ・ 令和 8 年度において、小学生の給食費無償化及び高校生の授業料無償化が予定されており、中学生家庭に対して支援が必要である。			
事業内容	こども医療費負担に対する助成制度を拡充する。			
	1 自己負担額の見直し内容			
	(1) こども医療費助成事業			
	種別	乳幼児	小・中学生	高校生世代
	年齢	0 歳～就学前	小 1～中 3	中学卒業～18 歳
	入院	無料 ※食事療養費 (現在) 自己負担→無料		
	通院	無料 (時間外除く)	(現在) 500 円/回 →無料	500 円/回
	時間外診療	通院 500 円/回	自己負担	
	(2) ひとり親家庭等医療費助成事業			
	種別	乳幼児	小・中学生	高校生世代以上
年齢	0 歳～就学前	小 1～中 3	中学卒業～20 歳、親	
入院	無料 ※食事療養費 (現在) 自己負担→無料			
通院	無料 (時間外除く)	(現在) 1 医療機関 ごとに 500 円/月 →無料	1 医療機関ごとに 500 円/月	
時間外診療	1 医療機関ごとに 500 円/月			
2 制度改正時期 令和 8 年 10 月診療分から				

(新規) 乳児等通園支援給付事業	こども家庭部幼保支援課 電話: 457-2827
------------------	-----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	5,442	4,761	0	0	681

※特定乳児等通園支援事業所運営事業

目的	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について、子ども・子育て支援法に基づき、実施施設に対し運営に要する経費として乳児等通園支援給付費を支弁する。		
背景	・国は、乳児等通園支援事業について、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として制度化し、令和8年度に新たな給付制度として実施する。 ・本市では、令和6年7月に試行的事業を開始し、令和8年度は私立園61施設で実施する予定である。		
事業内容	就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる「乳児等通園支援事業」について、実施施設数を拡大する。		
	区分	R7	R8
	認定こども園	19施設	40施設
	保育所	6施設	4施設
	小規模	9施設	12施設
	事業所内	1施設	1施設
	幼稚園	3施設	4施設
	計	38施設	61施設
	対象児童	・市内在住の生後6か月～満3歳未満の未就園児 ・幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない場合	
	預かり時間	月10時間（2時間×5回）を上限	
	利用料	1回あたり600円	
	主な補助額 （1人1時間あたり）	・基本分：0歳1,300円 1歳1,100円 2歳900円 ・利用料免除加算：300円	・基本分：0歳1,700円 1歳1,400円 2歳1,400円 ・生活困窮家庭等負担軽減加算：200～300円

こども誰でも通園制度



(新規) 保育士・保育所支援センター設置運営事業	こども家庭部幼保支援課 電話:457-2827
--------------------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	83,360	40,235	1,600	0	41,525

※保育士等確保対策事業の一部

※債務負担行為 事項：保育士・保育所支援センター運営業務委託費 期間：令和10年度まで
限度額：48,980千円

目的	保育士の負担軽減及び保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保できる体制を整備する。
背景	保育人材確保策の強化を図るため、国は児童福祉法を一部改正（令和7年10月1日施行）し、「保育士・保育所支援センター」の機能を担う体制の整備について政令市及び中核市の努力義務とした。
事業内容	保育士・保育所支援センターを設置運営する。 1 開設場所 ザザシティ浜松中央館5階 2 開設時期 令和8年10月（予定） 3 対象者 （個人）市内保育所等に勤務を希望する保育士等 （事業者）市内の保育所、認定こども園等の運営事業者 4 センターの業務内容 （1）保育に関する業務への関心を高めるための広報 小中高生親子向け保育所・こども園体験会の開催 等 （2）保育業務への従事を希望する保育士に対する職業紹介 保育士等求人マッチングシステムの整備（求人サイトの構築） 等 （3）保育に関する研修実施等の支援 就職伴走支援（保育所等への見学同行等） 等 （4）保育所等設置者に対する就労環境の整備に必要な助言等 保育所の雇用管理、採用方法等に関する相談対応やアドバイス 等

<事業イメージ>



児童福祉施設等における物価高騰対策助成事業	こども家庭部幼保支援課 電話：457-2827
-----------------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	こども・教育	180,274	144,000	0	0	36,274

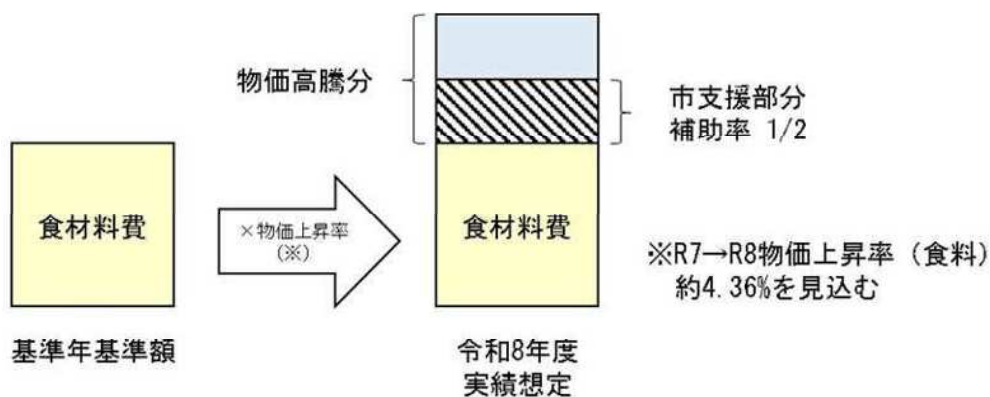
※関連課 こども家庭部子育て支援課(電話：457-2792)、こども家庭部児童相談所(電話：457-2703)

※社会的養護体制整備事業、里親支援事業、私立保育所等事業費助成事業(補助金)、私立幼稚園教育振興助成事業の合計

※国の補正予算対応

目的	食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保育所や幼稚園等の施設運営等における食材料費の負担を軽減する。					
背景	食料品価格等の物価高騰が長期化する中で、保育所や幼稚園等の施設運営事業者等の安定的な運営への影響が懸念される。					
事業内容	私立保育所等施設運営等に必要不可欠である食材料費について、価格上昇相当の一部を支援する。 支援内容 食材料費支援 180,274 千円 支援方法 定額補助(各施設等に応じた支援基本額×児童数×補助率)					
	対象施設等	対象数	支援対象	支援基本額 (1人あたり)	補助率	事業費
	私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、私立幼稚園	297 施設	食材料費	保育所等： 年 17,000 円 幼稚園： 年 11,300 円	1/2	173,022 千円
	児童養護施設等	9 施設		月 6,300 円～ 10,600 円		5,236 千円
	里親家庭	60 世帯		月 4,800 円		2,016 千円

<支援イメージ>



私立保育所等 ICT 化推進事業	こども家庭部幼保支援課 電話：457-2827
------------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	11,700	7,800	0	0	3,900

※私立保育所等事業費助成事業（補助金）の一部

目的	私立保育所等の登降園管理や徴収業務等の ICT 化を推進することにより、業務の効率化を図るとともに、保育士等の事務負担を軽減する。
背景	- 本市の私立保育所等において、約 83%が ICT による登降園管理等の機能を導入している一方、令和 6 年 9 月に実施したアンケート調査ではキャッシュレス決済機能の導入は約 9%と低調である。 - 令和 7 年度から、国は保育所等の ICT 化を推進するため、キャッシュレス決済導入や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施園に対する補助を拡充している。
事業内容	私立保育所等における保育業務支援システムの導入に対する費用の一部を補助する。 - 対象施設 認定こども園、保育所、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業実施施設 - 補助対象経費及び補助額 (1) 保育に関する計画・記録、保護者との連絡、こどもの登降園管理、キャッシュレス決済の 4 機能に該当する保育業務支援システムの導入 導入する機能数×20 万円 （併せて端末購入等を行う場合 50 万円を上乗せ） (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における保育業務支援システムの導入 20 万円/施設 - 負担割合 国 1/2、市 1/4、事業者 1/4

<イメージ図>



(新規) 1 歳児保育士配置促進事業	こども家庭部幼保支援課 電話: 457-2827
--------------------	-----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	80,820	0	0	0	80,820

※私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業 単独事業（補助金）の一部

目的	国の保育士配置基準の見直しに先駆け、1 歳児の保育士配置について 5 対 1 で実施した場合の助成制度を設けることにより、安心・安全な保育環境の充実を図る。				
背景	認可保育施設における国の 1 歳児の保育士配置基準は 6 対 1 であるが、将来的に 5 対 1 へ改善するとされており、当面の間、当該配置をした場合は給付費に加算される。				
事業内容	1 歳児の保育士配置について、5 対 1 で実施した場合の助成制度を設ける。				
	1 補助条件 1 歳児の保育士配置について 5 対 1 を常時満たすこと				
	2 対象施設 認定こども園、保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所				
	3 補助単価 1 歳児 1 人あたり 3,000 円/月				
	低年齢児保育費 (単位：円/児童 1 人あたり)				
	配置基準	国加算	項目	区分	公定価格への加算 /補助単価
	5 対 1	対象 ※	低年齢児保育費	市単	6,000
			1 歳児配置改善加算	国	18,000
			(新規) 1 歳児配置促進費	市単	3,000
			合計		27,000
対象外		低年齢児保育費	市単	18,000	
		(新規) 1 歳児配置促進費	市単	3,000	
		合計		21,000	
6 対 1	対象外	低年齢児保育費	市単	14,000	
※要件：5 対 1 配置、処遇改善加算の取得、ICT 導入、職員の平均経験年数 10 年以上					

<イメージ図>



(新規) 病児・病後児保育事業 ICT 導入事業	こども家庭部幼保支援課 電話:457-2827
--------------------------	----------------------------

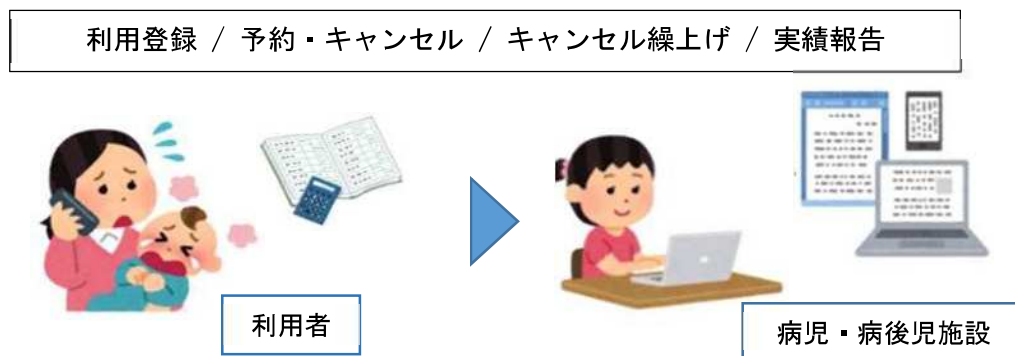
(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	4,565	3,043	0	0	1,522

※保育支援デジタル運営経費の一部

目的	病児・病後児保育事業における事前登録・利用予約・実績報告等の手続きをオンライン化するためのシステムを導入し、利用者の利便性向上及び施設の事務負担軽減を図る。																				
背景	・本市では、病児・病後児保育事業を7施設（病児対応型5施設、病後児対応型2施設）で実施している。 ・現在、事前の利用登録は紙文書としており、利用予約及びキャンセルは多くの施設が電話で対応しているため、利用者の利便性向上や施設の事務負担軽減が必要である。																				
事業内容	病児・病後児保育の利用手続きについてオンライン処理が可能なシステムを導入する。 1 利用手順 ・希望する施設への事前の利用登録 ・利用予約 ・当日の利用、利用料の支払 2 オンライン化による効果 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利用者</td><td>利用登録</td><td>希望する施設へ紙文書を提出</td><td>オンライン登録</td></tr> <tr> <td>予約・キャンセル</td><td>電話連絡</td><td>オンライン対応</td></tr> <tr> <td rowspan="2">施設</td><td>キャンセル繰上げ</td><td>キャンセル待ちの人へ電話連絡</td><td>システムで自動繰上げ</td></tr> <tr> <td>実績報告</td><td>メール提出</td><td>メール提出不要 ※市がシステムで管理</td></tr> </tbody> </table>			区分		R7	R8	利用者	利用登録	希望する施設へ紙文書を提出	オンライン登録	予約・キャンセル	電話連絡	オンライン対応	施設	キャンセル繰上げ	キャンセル待ちの人へ電話連絡	システムで自動繰上げ	実績報告	メール提出	メール提出不要 ※市がシステムで管理
区分		R7	R8																		
利用者	利用登録	希望する施設へ紙文書を提出	オンライン登録																		
	予約・キャンセル	電話連絡	オンライン対応																		
施設	キャンセル繰上げ	キャンセル待ちの人へ電話連絡	システムで自動繰上げ																		
	実績報告	メール提出	メール提出不要 ※市がシステムで管理																		

<イメージ図>



(仮称) 舞阪こども園整備事業	こども家庭部幼保運営課 電話:457-2114
-----------------	----------------------------

(単位: 千円)

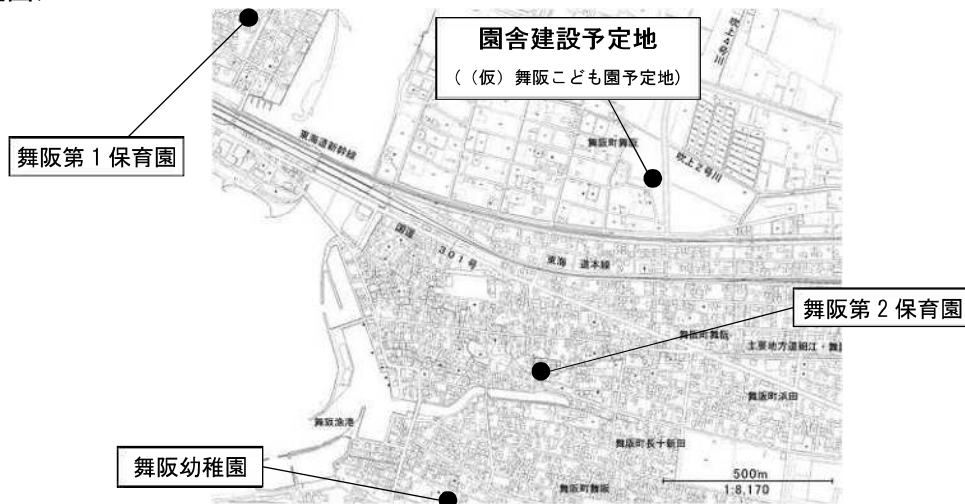
予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	15,588	0	14,000	200	1,388

※市立保育所等施設整備事業の一部

※財源(その他)資産管理基金繰入金

目的	施設の老朽化が進む舞阪幼稚園、舞阪第1保育園及び舞阪第2保育園を統合し、認定こども園1園を新設することで、効率的な園運営及び適切な教育・保育環境を確保する。
背景	- 令和5年6月に舞阪地区自治会連合会からいずれも築40年以上が経過している3園を統合し、認定こども園を整備することを求める要望書が提出され、令和5年12月に整備することを決定した。 - 令和6年度に移転・新築する認定こども園の基本設計及び建設予定地の地質調査を実施し、令和7年度から実施設計を実施している。
事業内容	1 事業スケジュール - 令和8年度～令和10年度 園舎新築工事、移転 - 令和11年4月 開園 2 施設概要(予定) - 名称 (仮称) 浜松市立舞阪こども園 - 施設種別 幼保連携型認定こども園 - 事業費 令和8年度15,588千円(実施設計等) 3 関連施設(令和8年1月1日時点) - 舞阪第1保育園 昭和57年築 定員80人 利用児童35人 延床面積534.82㎡ - 舞阪第2保育園 昭和47年築 定員90人 利用児童49人 延床面積658.95㎡ - 舞阪幼稚園 昭和51年築 定員210人(休園中) 延床面積3,089.63㎡

<位置図>



(新規) (仮称) 引佐こども園整備事業	こども家庭部幼保運営課 電話: 457-2114
----------------------	-----------------------------

(単位: 千円)

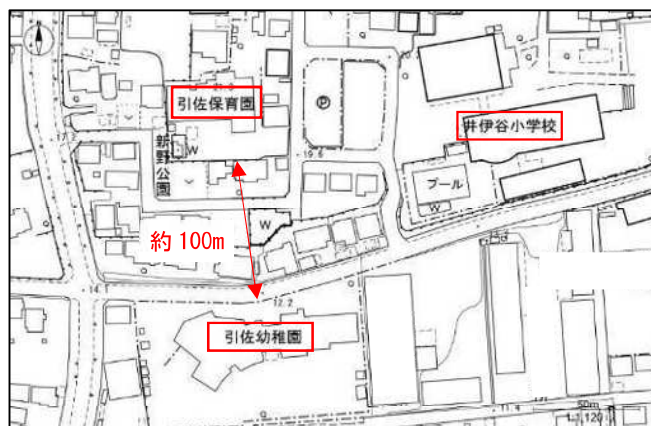
予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	9,277	0	8,000	200	1,077

※市立保育所等施設整備事業の一部

※財源(その他) 資産管理基金繰入金

目的	引佐幼稚園と引佐保育園を統合し、両園の園舎を活用した施設分離型の幼保連携型認定こども園を整備することにより、引佐地域における集団での学びの場の確保、預かり保育の充実等を図る。
背景	引佐地域の保護者や地元自治会等から認定こども園の設置を望む声がある。
事業内容	1 事業内容 - 引佐幼稚園 用途改修工事(排煙設備、非常用照明設備) 園舎屋根の修繕及び遊戯室への空調設備の設置工事 - 引佐保育園 調理室等の改修工事 2 事業スケジュール - 令和8年度 実施設計 - 令和9年度 工事 - 令和10年4月 開園 3 施設概要(予定) - 名称 (仮称) 浜松市立引佐こども園 - 施設種別 幼保連携型認定こども園 - 事業費 令和8年度 9,277千円(実施設計) - その他 0~2歳児は旧引佐保育園園舎、3~5歳児は旧引佐幼稚園園舎を利用 4 関連施設(令和8年1月1日時点) - 引佐保育園 昭和61年築 定員90人 利用児童62人 - 引佐幼稚園 平成8年築 定員120人 利用児童41人

<位置図>



(新規) 三ヶ日保育園環境整備事業	こども家庭部幼保運営課 電話:457-2114
-------------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	7,797	0	5,000	500	2,297

※市立保育所等施設整備事業の一部

※財源（その他）資産管理基金繰入金

目的	三ヶ日保育園の園庭、駐車場等を整備することにより、在園児の安全確保並びに保育環境及び保護者の利便性の向上を図る。
背景	・三ヶ日保育園の保育環境及び保護者の利便性の向上を図るため、園庭、駐車場等の整備を実施する必要がある。 ・三ヶ日保育園と平山幼稚園を統合し、三ヶ日保育園園舎を活用した認定こども園の設置を見据え、駐車場等の整備が必要となる。
事業内容	1 事業内容 (1) 園庭環境整備事業 3,892 千円 園庭土砂の入替工事（メリケントキンソウの除去）、築山撤去、園庭東側遊具・物置移設工事、園庭西側・南側斜面整備工事 (2) 駐車場等環境整備事業 3,905 千円 車両通路幅の確保（現状：約 4m→整備後：約 9m） 2 スケジュール ・令和 8 年度 三ヶ日保育園の園庭環境の整備や駐車場拡張工事等を実施 ・令和 9 年度以降 三ヶ日保育園園舎を活用した認定こども園の設置（予定） ※三ヶ日保育園及び平山幼稚園を統合 3 関連施設（令和 8 年 1 月 1 日時点） ・三ヶ日保育園 昭和 56 年築 利用定員 120 人 利用児童 83 人 ・平山幼稚園 昭和 58 年築 利用定員 30 人 利用児童 5 人

<現地写真>



三ヶ日保育園 園庭



三ヶ日保育園 駐車場

(新規) 市立保育所等プール・砂場日除け設置事業	こども家庭部幼保運営課 電話:457-2114
--------------------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	12,728	3,464	0	1,800	7,464

※市立保育所等施設整備事業の一部

※財源（その他）資産管理基金繰入金

目的	市立保育所等 17 園のプール及び砂場に各園の実情に合わせた日除けを設置することにより、園児の屋外活動における安全を確保する。		
背景	・熱中症警戒アラートの発令時等には涼しい園舎内で過ごすなどの対策を講じているが、園児たちの健全な発達を促すためには、安全な環境に回避するだけではなく、保育に必要な環境の危険を取り除いたうえでの屋外活動も必要である。 ・プール及び砂場については、こどもの発達を促す上で重要な環境であり、気候の変化に対応した保育環境の改善を要する。		
事業内容	市立保育所等 17 園のプール及び砂場に日除けを設置する。		
	区分	設置園数	設置園
	プール	17 園	保育園：南、鴨江、中ノ町、花川、神田原、三方原、笠井、 江西、権現谷、寺島、西、可美、雄踏、引佐、 三ヶ日、都筑 認定こども園：佐鳴台
	砂場	4 園	保育園：花川、神田原、三ヶ日、都筑

<設置イメージ>



プール



砂場

(拡充) 重度障害児医療費助成事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話: 457-2212
-------------------	------------------------------

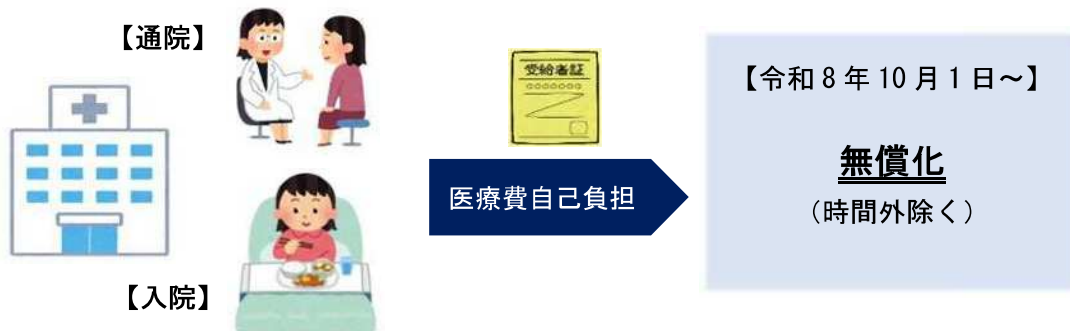
(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	215,847	8,000	0	0	207,847

※国の補正予算対応

目的	20 歳未満の障がいのあるこどもの福祉の増進を図るとともに、疾病やケガの早期治療により、医療費の抑制及び保護者の経済的負担軽減を図る。	
背景	・ 重度障害児医療費について、令和 6 年 4 月から乳幼児（※）の通院にかかる医療費無償化を実施している。※乳幼児：6 歳以下で小学校就学前の 3 月 31 日までの児童 ・ 重度心身障がい児の疾患の療養にかかる医療費助成を行うことで、保護者の経済的負担を軽減する。	
事業内容	障がいのある 20 歳未満のこどもの医療費負担に対する助成制度を拡充する。	
	1 対象者 ・ 身体障害者手帳 1、2 及び 3 級所持者 ・ 療育手帳 A 及び B の一部の所持者 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 ・ 特別児童扶養手当 1 級及び 2 級	
	2 自己負担額の見直し内容	
	時期	令和 8 年 9 月まで
	助成内容	入院…無料 （食事療養費は自己負担） 通院…1 医療機関 500 円／月 （乳幼児に限り原則無料）
	所得制限	あり
	備考	休診日・時間外診療…1 医療機関 500 円／月
		令和 8 年 10 月以降
	助成内容	入院…無料 （ <u>食事療養費を全額助成</u> ） 通院… <u>無料</u>
	所得制限	あり
	備考	休診日・時間外診療…1 医療機関 500 円／月

<通院及び食事療養費を含む入院費用が無料>



(新規) 外国人介護職員研修交流事業	健康福祉部介護保険課 電話: 457-2862
--------------------	----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	2,000	0	0	2,000	0

※介護人材確保対策事業の一部

※財源(その他) 多文化共生まちづくり促進事業費助成金

目的	介護事業所において雇用されている外国人に対し、日本語や介護技術を習得する集合研修を実施することにより、外国人同士の交流の機会を創出し、外国人材の安定的な受け入れ及び定着を図り、介護人材の確保を図る。		
背景	・ 第 9 期浜松市介護保険事業計画の推計において、本市では令和 22 年度に約 3,400 人の介護人材の不足が見込まれる。 ・ 市内事業所における外国人材の雇用率は令和 7 年 9 月時点で約 5.6%であり、将来的な介護人材の不足を鑑み、外国人材を活用できるよう、支援体制の構築が必要である。		
事業内容	外国人介護職員への語学及び介護技術の研修を実施する。 1 内容 5 時間/日×2 日の研修を年 2 回実施 介護技術の研修 5 時間 介護に関する日本語及び文化等の研修 3 時間 職員間の交流を図る意見交換 2 時間 計 10 時間 2 定員 1 回あたり 20 人 3 対象者 市内で就労している EPA 介護福祉士候補生、在留資格介護、技能実習生、特定技能介護、留学生から就職した外国人 など		

<事業イメージ>



(新規) コンビニエンスストアへの AED 設置事業	健康福祉部健康医療課 電話: 453-6178
----------------------------	----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	468	0	0	0	468

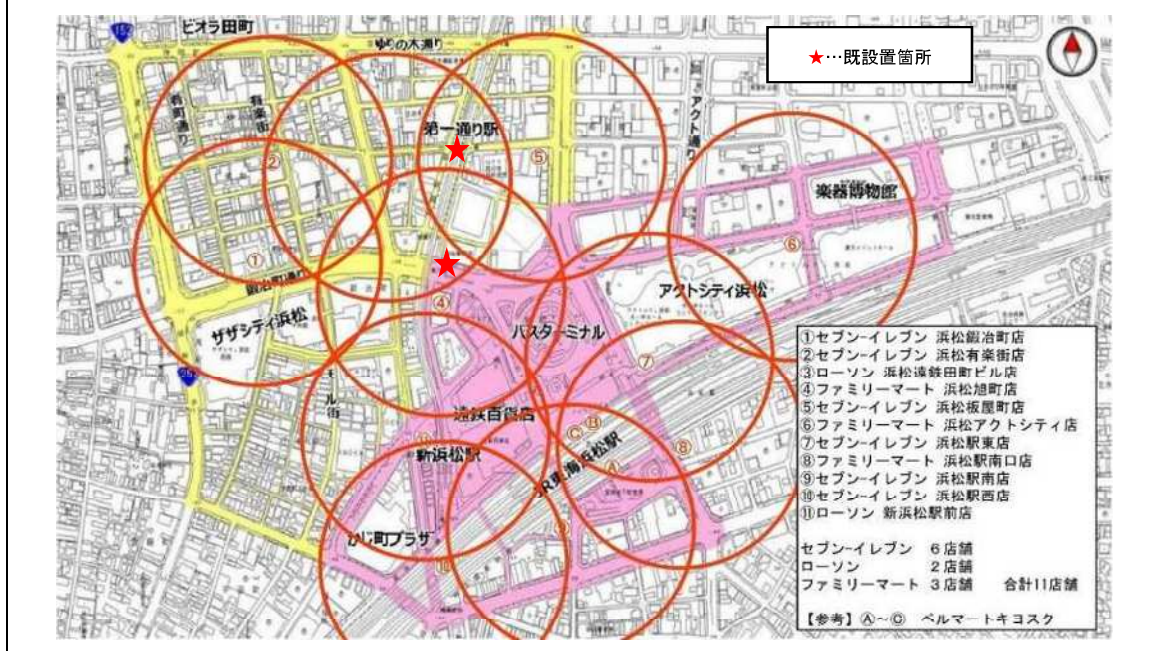
※救急医療推進事業の一部

目的	市内のコンビニエンスストア（以下、「コンビニ」）へ AED を設置することにより、突然の心肺停止等緊急時に備えた医療提供体制を整備する。	
背景	・令和 3 年度から令和 5 年度における中心市街地での心肺停止発生件数 25 件のうち、13 件が夜間に発生した。 ・昼間は施設等に設置された AED が利用可能であるが、市が把握している夜間も利用可能な AED は 2 か所のみである。	
事業内容	中心市街地（心肺機能停止事例が昼夜問わず発生しており、かつコンビニが多く開設されているエリアとして、JR 浜松駅、遠州鉄道新浜松駅周辺を選定）のコンビニ 11 店舗に AED を設置する。	
	コンビニ名	店舗数
	セブン-イレブン	6 店舗
	ローソン	2 店舗
	ファミリーマート	3 店舗

＜設置予定コンビニ位置図＞

①～⑪：コンビニ位置、枠：コンビニから半径 150m※の範囲

※日本心臓財団・日本循環器学会により設置が推奨されている AED の設置間隔



年末年始医療提供体制確保事業（発熱外来の確保）	健康福祉部健康医療課 電話：453-6178
-------------------------	---------------------------

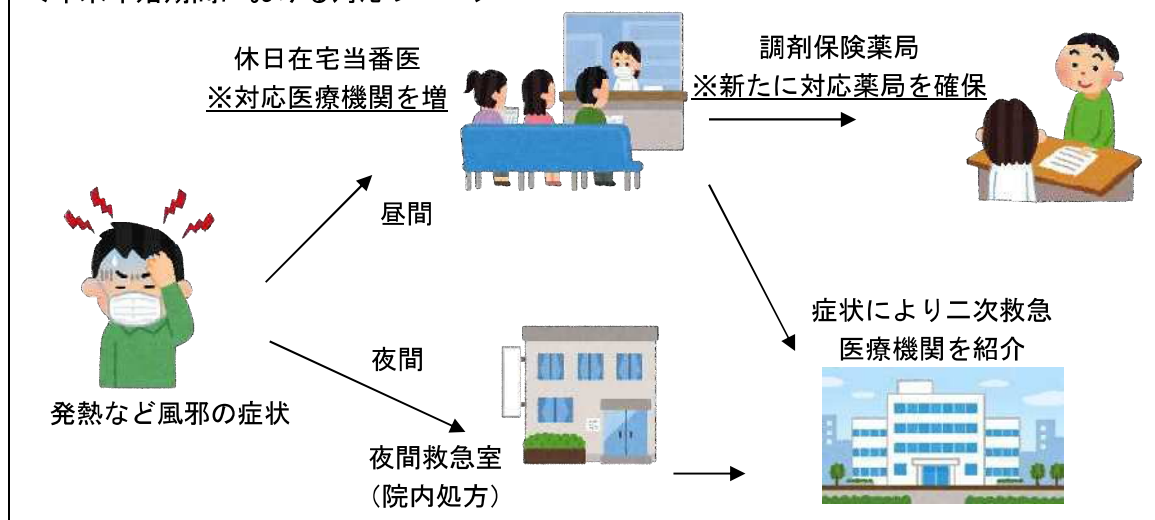
（単位：千円）

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	13,868	0	0	0	13,868

※休日救急医療事業の一部

目的	新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの同時流行により救急医療のひっ迫が懸念される冬季について、医療機関の多くが休診となる年末年始期間（12月30日～1月3日）の初期救急医療提供体制を整備する。			
背景	- 本市における令和6年度の年末年始期間中（12月30日～1月3日）の医療機関受診者数は5日間で6,966人と令和5年度の約1.2倍で過去最多となった。 - 令和7年度9月議会において、令和7年度年末年始の発熱外来及び調剤保険薬局確保に関する予算を計上し、実施した。			
事業内容	年末年始期間における発熱外来及び調剤保険薬局を確保する。			
	No.	区分	委託先	単価
	1	休日在宅当番医 における発熱外 来開設医療機関	浜松市医師会、浜名医師会、 浜松市浜北医師会、引佐郡医師会	25万円 (12/30のみ 20万円)
	2	【追加分】 発熱外来開設 医療機関	同上	25万円
	3	調剤保険薬局	浜松市薬剤師会	2万円
※No.1は、通常時の休日在宅当番医の委託料との差額を支出する。 ※上記単価のほか事務手数料を含む。				

＜年末年始期間における対応フロー＞



(新規) 二次救急病院物価高騰対策支援事業	健康福祉部健康医療課 電話:453-6178
-----------------------	---------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	260,000	206,000	0	0	54,000

※関連課 健康福祉部病院管理課 (電話:451-2772)

※二次救急病院物価高騰対策支援事業 (補助金)、浜松医療センター負担金の一部の合計

※国の補正予算対応

目的	物価高騰の影響を受ける市内二次救急病院へ支援を実施し、本市における救急医療体制の維持を図る。								
背景	・病院に対する支援について、国から令和7年度補正予算で実施する「医療・介護等支援パッケージ」と「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の双方の事業の枠組みを活用し、緊急かつ実効性のある支援を進めていくことが示された。 ・物価高騰により救急医療に必要な費用は増加しているが、診療報酬は値上げが自由にできない定額制であるため、多くの病院の経営状況は厳しい状況となっている。								
事業内容	市内二次救急病院に対し、物価高騰の影響を受ける診療等に必要な経費の一部を補助する。 1 対象者 市内二次救急病院 7 医療機関 浜松労災病院、浜松医科大学医学部附属病院、浜松医療センター、 浜松赤十字病院、JA 静岡厚生連遠州病院、聖隷浜松病院、聖隷三方原病院 2 対象経費 物価高騰の影響を受ける診療等に必要な経費 3 補助基準額 <table border="1" data-bbox="352 1440 999 1601"> <tr> <th>令和7年度の救急車受入件数</th><th>補助基準額</th></tr> <tr> <td>2,000 件以上</td><td>1,000 万円</td></tr> <tr> <td>3,000 件以上</td><td>3,000 万円</td></tr> <tr> <td>5,000 件以上</td><td>5,000 万円</td></tr> </table> ※各病院の対象経費と補助基準額を比較し、低い金額を交付 4 交付の条件 対象者のうち国が開設をする病院は、補助基準額の 1/2 と対象経費を比較して低い金額を交付	令和7年度の救急車受入件数	補助基準額	2,000 件以上	1,000 万円	3,000 件以上	3,000 万円	5,000 件以上	5,000 万円
令和7年度の救急車受入件数	補助基準額								
2,000 件以上	1,000 万円								
3,000 件以上	3,000 万円								
5,000 件以上	5,000 万円								

<支援イメージ>



(拡充) 児童生徒のこころの健康相談事業	健康福祉部精神保健福祉センター 電話: 457-2709
----------------------	---------------------------------

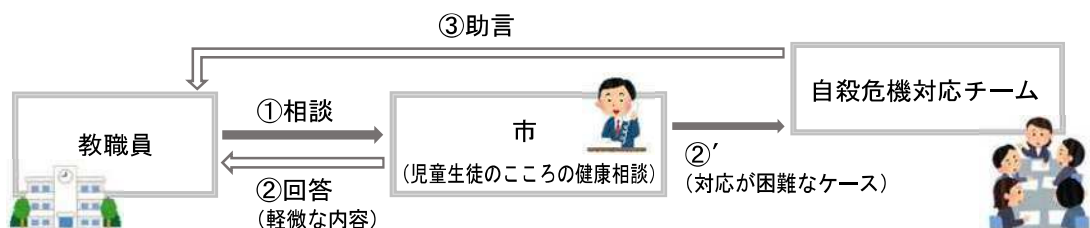
(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	4,841	4,841	0	0	0

※自殺対策推進事業の一部

目的	若年層の自殺対策が喫緊の課題となる中、学校での対応が困難なケースに対し多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」で対応することにより、自殺予防の取組の強化を図る。		
背景	・ 全国の自殺者数は全体として減少傾向にあるものの、未成年者を含む若年層の自殺は横ばい傾向にあり、本市においても 20 歳未満の自殺者数が令和 6 年は 4 人、令和 5 年は 8 人となっている。 ・ 教職員が児童・生徒のこころの健康について相談できる事業として、令和 6 年度から電話相談窓口を設けている。		
事業内容	令和 6 年度からモデル事業として実施している電話相談窓口について、チームケア事業の実施や専門職による平日の相談拡充などを行う。		
	1 児童生徒のこころの健康相談（もしかサポート）事業 専用電話回線を用いて教職員が気軽に相談できる電話・メール相談の実施		
	区分	R6. 4～R7. 9	R7. 10～
	受付時間	8：30～17：15	8：30～20：00
	対応者	精神保健福祉センター職員	精神保健福祉センター職員 メンタルヘルスサポーター
事業内容	2 自殺危機対応チームケア事業		
	・ 1 で寄せられた相談のうち、対応が困難なケースについて自殺危機対応チームで対応を検討し、助言 ・ メンバーは医師、スクールカウンセラー、臨床心理士 など		
事業内容	3 体制検討ワーキング事業		
	・ 2 での対応事例について教員等を交えたワーキンググループで共有し、チーム運用方法のブラッシュアップを実施 ・ メンバーは医師、スクールカウンセラー、メンタルヘルスサポーター など		

<相談フロー>



※教育委員会と連携し実施する。

浜松・雄踏斎場再整備事業	市民部市民生活課 電話：457-2026
--------------	-------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	環境・くらし	1,461,109	0	1,350,900	85,000	25,209

※財源（その他）都市計画税

目的	平成 28 年 2 月策定の「斎場再編・整備方針」に従い、浜松斎場及び雄踏斎場の再整備を行う。
背景	・ 浜松斎場は築 53 年、雄踏斎場は築 30 年を経過し建物・設備の老朽化が顕著である。 ・ 令和 5 年 9 月に PFI 事業の入札を行い、西松建設グループが落札した。
事業内容	1 浜松・雄踏斎場再整備業務委託費（PFI 事業） 1,438,530 千円 （1）事業期間 令和 6 年 2 月～令和 24 年 3 月（債務負担行為 文言債務） （2）内 容 浜松斎場 建替え（14 基→8 基） 雄踏斎場 増設（3 基→7 基） （3）総事業費 整備費 8,944,707 千円（設計、解体、建築費等） 維持管理費 4,798,060 千円（維持管理運営費） （4）スケジュール 令和 6～8 年度 設計、解体、工事 令和 9 年度 供用開始、既存改修 令和 10 年度 駐車場整備、既存改修 2 浜松斎場臨時待合棟及び臨時駐車場賃貸借料、施設管理費負担金 15,231 千円 施設借上、光熱水費、設備保守点検など 3 斎場再整備事業モニタリング支援業務 7,348 千円 事業期間 令和 6 年度～令和 10 年度（債務負担行為 令和 7～10 年度 28,160 千円） 内 容 PFI 事業者の行う業務が要求水準書を満たしているかの確認

浜松斎場イメージ図



雄踏斎場イメージ図

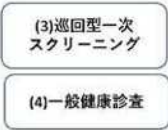
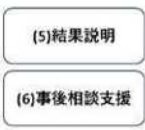
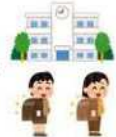


(拡充) 5 歳児健康診査事業	健康福祉部健康増進課 電話: 453-6117
-----------------	----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	56,731	9,921	4,300	0	42,510

※(母子保健費)人件費 附属機関の委員等 嘱託医報酬の一部、会計年度任用職員の一部、妊産婦乳幼児健康診査事業の一部、母子保健デジタル運営経費の一部、母子保健管理運営経費の一部の合計

目的	出産後から就学前までの切れ目のない健康支援を実施することで、こどもの個々の成長や発達に応じた適切な支援を行う。																						
背景	・令和6年度から保健・医療・福祉・教育の関係課や関係機関等で構成するプロジェクトチームを設置し、地域全体で支援を提供するための体制構築を検討している。 ・令和9年度からの全市的な実施に向け、令和7年度は10園の幼稚園・保育所等でモデル事業を実施している。																						
事業内容	約80園の幼稚園・保育所等及び未就園児を対象に5歳児健康診査事業を実施する。																						
	1 5歳児健康診査事業 28,972千円																						
	(1) 対象者 市民で満5歳になる幼児																						
	集団健診(園): 幼稚園・保育所等に属する幼児約1,700人(約80園)																						
	※令和9年度からは市内全園(約260園)で実施																						
	集団健診(保健センター等): 未就園児約265人(7回)																						
	(2) 実施方法																						
	<table><tr><th>No.</th><th>集団健診(園)</th><th>集団健診(保健センター等)</th></tr><tr><td>1</td><td colspan="2">保護者による問診回答</td></tr><tr><td>2</td><td>保育者による問診回答</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>巡回型一次スクリーニング事業※</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td colspan="2">医師による一般健康診査</td></tr><tr><td>5</td><td colspan="2">保健師による結果説明及び相談会</td></tr><tr><td>6</td><td>巡回型事後相談事業</td><td>保健師による相談支援</td></tr></table>		No.	集団健診(園)	集団健診(保健センター等)	1	保護者による問診回答		2	保育者による問診回答		3	巡回型一次スクリーニング事業※		4	医師による一般健康診査		5	保健師による結果説明及び相談会		6	巡回型事後相談事業	保健師による相談支援
	No.	集団健診(園)	集団健診(保健センター等)																				
	1	保護者による問診回答																					
2	保育者による問診回答																						
3	巡回型一次スクリーニング事業※																						
4	医師による一般健康診査																						
5	保健師による結果説明及び相談会																						
6	巡回型事後相談事業	保健師による相談支援																					
※専門職が幼稚園・保育所等に訪問し幼児の集団行動の観察及び発達確認を実施																							
2 5歳児健康診査アプリ利用・改修事業 27,759千円																							
(1) 5歳児健康診査																							
・問診分析データを庁内外の保健師などの各支援者へ共有する機能の追加 ・保健師による結果説明から巡回型事後相談事業までの情報共有が可能となる。																							
(2) 就学先教育相談																							
・保護者・保育者による問診入力機能の追加 ・就学相談員等に対し、5歳児健診結果の共有機能の追加																							
 案内  (1)(2)問診入力 保護者 園職員  (3)巡回型一次スクリーニング (4)一般健康診査   (5)結果説明 (6)事後相談支援 																							

(拡充) 子宮頸がん予防 (HPV) 及び RS ウイルスワクチン接種事業	健康福祉部健康増進課 電話: 453-6119
---------------------------------------	----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	360,114	0	0	0	360,114

※母子予防接種事業の一部

目的	子宮頸がん予防 (HPV) 及び RS ウイルスワクチン接種を実施することにより、感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。													
背景	・子宮頸がん予防 (HPV) ワクチンについて、令和 5 年度に 9 価ワクチンが導入されてから 2 価・4 価ワクチンの接種者数が減少しているため、国は、令和 8 年 4 月 1 日以降の定期予防接種においては 9 価ワクチンのみを用いることとした。 ・妊婦への能動免疫による新生児・乳児の予防を目的とし、令和 8 年 4 月 1 日から RS ウイルスワクチンが A 類疾病の定期予防接種に位置付けられる。													
事業内容	予防接種法上の A 類疾病に位置付けられる子宮頸がん予防 (HPV) 及び RS ウイルスワクチン接種を、公費助成により実施する。 1 子宮頸がん予防 (HPV) ワクチン接種 229,405 千円 (1) 対象者 小学 6 年生から高校 1 年生相当までの女子 (2) 接種見込者数 2,651 人 (延接種件数: 7,953 件) (3) 自己負担額 無料 (全額公費助成) (4) ワクチンの違い 2 価・4 価: 病気の原因となる 50~70% を占める 2 種類の HPV 感染予防が可能 9 価: 病気の原因となる 80~90% を占める 7 種類の HPV 感染予防が可能 (5) HPV ワクチン定期予防接種状況 ・本市の状況 (令和 7 年 10 月接種分時点) <table border="1"> <tr> <th>対象者数 A (住民登録のある者)</th><th>1 回接種 B</th><th>2 回接種</th><th>3 回接種</th><th>累積初回 接種率 B/A</th></tr> <tr> <td>17,443 人</td><td>5,843 人</td><td>4,150 人</td><td>1,089 人</td><td>33.5%</td></tr> </table> ・国の状況 (令和 7 年 3 月接種分時点) 累積初回接種率 31.5% 2 (新規) RS ウイルスワクチン接種 130,709 千円 (1) 対象者 妊娠 28 週から 37 週に至るまでの妊婦 (2) 接種見込者数 4,242 人 (延接種件数: 4,242 件) (3) 自己負担額 無料 (全額公費助成)				対象者数 A (住民登録のある者)	1 回接種 B	2 回接種	3 回接種	累積初回 接種率 B/A	17,443 人	5,843 人	4,150 人	1,089 人	33.5%
対象者数 A (住民登録のある者)	1 回接種 B	2 回接種	3 回接種	累積初回 接種率 B/A										
17,443 人	5,843 人	4,150 人	1,089 人	33.5%										
◆対象者 ・ HPV は、小学 6 年生から高校 1 年生相当までの女子 ・ RS ウイルスは、妊娠 28 週から 37 週に至るまでの妊婦 ◆接種医療機関に予約  ◆接種 (全額公費負担) 														

(拡充) インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌ワクチン接種事業	健康福祉部健康増進課 電話: 453-6119
--------------------------------	----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	695,969	0	0	0	695,969

※成人予防接種事業の一部

目的	成人を対象としたインフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌ワクチン接種を実施することにより、個人の発病または重症化を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
背景	・インフルエンザワクチンについて、令和8年度から75歳以上を対象に優れた免疫効果のある高用量インフルエンザHAワクチンを定期接種に用いることが決定された。 ・高齢者用肺炎球菌ワクチンについて、令和8年度から有効性及び費用対効果が期待できる沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを定期接種に用いることが決定された。		
事業内容	予防接種法上のB類疾病に位置付けられるインフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を、公費助成により実施する。		
	1 インフルエンザワクチン接種 672,379 千円		
	区分	R7	R8
	接種対象者	・65歳以上の者 ・60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する者	
	接種ワクチン	標準量ワクチンのみ	・60歳から74歳までの者 標準量ワクチン ・75歳以上の者(※いずれかを選択) 標準量ワクチン又は 高用量ワクチン
	自己負担額 (ワクチン代相当)	1,600 円/回	・標準量ワクチン 1,600 円/回 ・高用量ワクチン 5,500 円/回
	生活保護受給者及び市民税非課税世帯は無料		
	2 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種 23,590 千円		
	区分	R7	R8
	接種対象者	・65歳の者 ・60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する者	
	接種ワクチン	23価ワクチン ※予防効果: 5年程度	20価ワクチン ※予防効果: 5年以上
	自己負担額 (ワクチン代相当)	4,500 円/回	7,900 円/回
	生活保護受給者及び市民税非課税世帯は無料		
	3 接種方法 各医療機関における個別接種		